

密集市街地 地域活動支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

密集市街地で活動されている
自治会等を助成します



対象となる区域

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区 ●守口市/東部地区・大日・八雲地区
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区

上記の住宅市街地総合整備事業区域内（ただし守口市八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）及び

- 大阪市（住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限る）

*対象物件が区域内にあるかご不明な方はセンターまでお問い合わせください。

助成対象となる団体（※地域活動の場合）

次のすべてに該当する団体であることが必要です。

- 密集市街地内で活動を行うまちづくり協議会等であり、地域住民10人以上で構成されていること。
- 当該地域活動等に要する経費の一部の会費等独自の財源が充当されていること。

助成対象となる活動

○地域活動

密集市街地を災害等に強く住みよいまちにするために行う活動で活動の目的が次のものとしします。

- ・面整備・道路整備・公園整備等の「街の形づくり」を目指した活動
- ・防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」を目指した活動
- ・その他センターが必要と認めた活動

○感震ブレーカー設置活動

密集市街地内の自治会等が加入世帯の、概ね5割以上の世帯へ感震ブレーカーを購入・設置する活動とします。（※自治会エリアの範囲の設定については、当センターにご相談ください）

助成金額

○地域活動

会議資料の作成や専門家等の派遣、調査活動等センターが必要と認めた活動内容に対し助成します。活動は年度毎とし、1団体の助成期間3年間までで総額50万円が限度となります。

例 1年目10万円・2年目20万円・3年目20万円

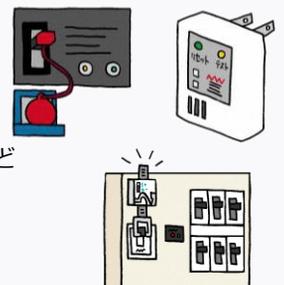
まちづくり活動で助成対象とならない例

- ・会合などの飲食費 ・パソコン、机、椅子など、一品2万円以上の備品購入費
- ・団体の維持のための経費(人件費、団体事務所の家賃、光熱費など) 講師等への手土産など

○感震ブレーカー

購入費・設置費の金額以内で2千円/個を限度とします。

*感震ブレーカーは、(一社)日本配信システム工業会の自主規格に基づく認証を有するもの、あるいは(一財)日本消防設備安全センターの推奨証が交付されているもの。



※令和3年度～令和7年度までの特別な助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります。

当センターは大阪府域における良好な都市環境、住環境の創出に寄与するために設立された公益財団法人です

助成手続き

QA

申請者の方

センター

事前相談

助成申請

審査

助成決定通知受領

助成決定

※助成金請求

請求受理

助成金受領

助成金支払

まちづくり活動

または

感震ブレーカー
設置

助成金確定

実績報告

確認

Q まちづくり活動で防災グッズを購入し、会員に配布したいが助成対象か。

A 助成対象にはなりません。

Q まちづくり活動の活動期間に期限はあるのか。

A 各年会計年度の終了日（3月31日）までとし、助成対象経費にかかる支出証拠書類を提出していただきます。活動経費が助成額を下回る場合は、差額を返金して頂きます。

Q 申請後に活動内容や資金計画に変更が生じた場合は。

A 軽微な場合を除き、変更承認申請が必要です。

Q 同一年度にまちづくり活動支援と感震ブレーカー設置支援を申請できるか。

A 助成要件に該当すれば可能です。

Q 感震ブレーカーの設置確認はするのか。

A 申請団体で確認をお願いします。後日、センターからも検査を行います。

* 助成金がコンサルタント委託費の場合は委託完了後の請求になります。

<その他>

大阪府池田土木事務所・枚方土木事務所・八尾土木事務所では密集市街地のまちづくり活動を支援しています。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター まちづくり支援室 神戸(かハ)、東(アツマ)

〒541-0053大阪府中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル5階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>